

三井住友銀行アプリ口座開設利用規定

三井住友銀行アプリ口座開設利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さまが「三井住友銀行アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）を利用して預金口座を開設する場合に適用します。お客さまは、本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意した上で、自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

1【本アプリの内容】

本アプリは、お客さまのスマートフォンにダウンロードした上でこれを起動させ、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により当行所定の預金口座申込等が行えるサービス（以下、「本サービス」といいます。）を含む当行所定のサービスをご利用いただけるアプリケーションです。なお、本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。

2【本サービス利用対象者】

本サービスの利用対象者は、日本国内在住の個人に限るものとします。

3【本アプリの権利帰属等】

- (1) 本アプリの著作権その他の各知的財産権は、各保有者に帰属します。当行から請求があった場合、お客さまは、すみやかにスマートフォンの本アプリを削除するものとします。また、お客さまは、本アプリおよび本サービスによりお客さまのスマートフォンにダウンロードされた情報の転載・複製・転送・改変または改竄等ができません。
- (2) 前記 3 (1) の規定は、お客さまが当行に無断で本アプリをダウンロードした場合にも適用されるものとします。また、この場合、お客さまが当行に無断でダウンロードした本アプリに関連してお客さまに生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由があるときを除き、当行は一切の責任を負いません。

4【免責事項】

- (1) 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
- (2) 前記 4 (1) のほか、以下の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由があるときを除き、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合。
- ②当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱が遅延したり不能となった場合。
- ③当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

5【本アプリ等の内容変更等】

- (1) 当行は、本アプリまたは本サービスの内容を変更する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
- (2) 本アプリは、ダウンロード後にお客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境の変更や本アプリのアップグレード等が行われた場合には、ご利用いただけなくなる場合があります。この場合には、本アプリを再ダウンロードしていただく必要があります。

6【本アプリのご利用に際してのご注意】

- (1) 本アプリの利用および本アプリのダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。以下本項において同じ。）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。ご利用環境によってダウンロードに数分を要する場合があります。
- (2) お客さまは、「外国為替及び外国貿易法」その他の関連する輸出関連法規類（日本国法及び諸外国法に基づく法令等のすべてを含む）を遵守し、かつ、それらに基づいて求められるすべての許可、認可及び承認（以下、「許認可等」といいます。）をお客さまの責任において得るものとし、これらの必要な許認可等を得ることなく本アプリを日本国外に持ち出してはなりません。お客さまは、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客さま自身の責任でこれを解決するものとします。

7【本サービスの中止または廃止】

本サービスは当行の事情により、いつでも中止または廃止できるものとします。この場合は、当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により、告知するものとします。

8【本規定の変更等】

本規定は当行の都合により、内容を変更、または改廃することがあります。この場合は、当行は変更日および変更内容をホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

9【準拠法・管轄】

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額の如何にかかわらず東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2023年3月1日制定)